

小島道一 編

『国際リサイクルをめぐる制度変容

—アジアを中心に—

研究双書 No. 五八六 アジア経済研究所



○五年以降の日本の容器・包装、家電などのリサイクル法制の見直しのなかでは、国際リサイクルとの関係をどのように考えるかが重要な論点のひとつとなっている。また、有害廃棄物の不適正な輸出を抑えるとの観点からも取り組みが強化されている。

本書は、二〇〇五年に出版した『アジアにおける循環資源貿易』（小島道一編）に引き続き、アジアを主たる対象として、国際リサイクルの現状、各国の法制度、バーゼル条約やシップ・リサイクル条約といった国際的な枠組みを分析したものである。本稿では、本書の内容を国際リサイクルに伴う問題や課題に沿って紹介したい。

日本で国際リサイクルへの関心は、二〇〇一年ごろから徐々に高まってきた。リサイクルに関する法整備がすすみ、エコタウンなどでのリサイクル工場への投資が進む一方、再生資源や中古品の輸出が増加してきた時期である。アジア諸国の再生資源の貿易量も大きく拡大してきた（第二章）。

日本では、日本のリサイクル法の制度内で、再商品化・再資源化されたものが、海外に輸出される場合もあったが、法制度外で輸出されるものも少なくなかった（日本の各種リサイクル法と輸出との関係については、文献①第二章および本書第一章参照）。二〇

韓国や台湾も、日本と同様に再生資源の輸出（第五章、第六章）となっており、有害廃棄物の不適正な輸出を抑えるための取り組みが始まってきている。しかし、再生資源輸出と国内のリサイクル制度との関係については、日本ほど問題となっていない。韓国は輸出も制度内に位置づけることができ、台湾は、経済的な方法で輸出の増大に対処できるためと考えられる（文献②第九章）。

日本等からの再生資源の輸出先である中国やその他のアジア諸国では、高い経済成長に伴った資源需要の拡大から、再生資源の輸入を産業界は求めている。しかし、再生資源や中古品の輸入に伴い、いくつかの問題を抱えてい

る。ひとつは、輸入された再生資源の質の問題である。例えば、鉄スクラップに放射性廃棄物が混入したりする問題が発生している。また、輸入再生資源のリサイクルの過程で水質汚濁や大気汚染が引き起こされている。このような問題に対処するため、輸入できる再生資源の品目を限定したり、再生資源の質について基準を設けたりしている（第三章～第六章）。これらの基準や輸入制限は、リサイクル産業における環境対策が進むと緩和される傾向が観察される。

再生資源や有害廃棄物の輸出入は、先進国から途上国への輸出のみだけではない。日本は、アジア各国から有害廃棄物が輸入されている。この背景のひとつとして、各国の保税區・輸出加工区の制度が、廃棄物の処理を踏まえたものとなっておらず、当該国でリサイクルするよりも、輸出を行うほうが容易である場合がみられることがあげられる（第七章）。また、貴金属スクラップのように所得の高い国の方が比較優位を持ち、輸入量が多いものもある（第二章）。

国際的にも、再生資源や中古品の貿易をめぐる議論が行われている。有害廃棄物の越境移動を規制するバーゼル条約については、先進国から途上国への有害廃棄物の越境移動を禁止するBAN改正決議の発効条件の解釈で締約国のコンセンサスがえられず、発効には至っていない（第八章）。一方、船籍の移動が容易な船舶のリサイクル

については、シップ・リサイクル条約が二〇〇九年五月にまとめられ、各国で批准に向けた準備が始まってきている。しかし、日本、台湾の船舶解体業の盛衰から、条約に基づく管理だけでなく、鉄鋼産業の保護育成策の見直しが必要と考えられる（第九章）。また、今後、国際的な枠組みが求められる分野として、国際リユースの分野がある。各国のリサイクル制度との関係、環境規制の強化や新製品の開発などで、リサイクルされない物質を含んだ製品の処理コストの負担の観点から国際的な対応が進められる必要がある（第一章）。

日本からの中古品や再生資源の輸出については、資源確保の観点からの議論も行われるようになってきている。諸外国が国際リサイクルにどのような観点からどのような規制を行ってきているのかを理解することは、日本の政策を考えるうえで、また、諸外国と協力して、資源の有効利用や環境の保全を図っていくうえで重要と思われる。

（こじま みちかず／アジア経済研究所環境・資源研究グループ長）

《参考文献》

- ①小島道一編『アジアにおける循環資源貿易』アジア経済研究所、二〇〇五年。

②小島道一編『アジアにおけるリサイクル』アジア経済研究所、二〇〇八年。